

見沼区後援等名義使用承認に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、団体が主催する講習会、講演会、展示会、競技会、記念行事その他の行事（以下「行事」という。）に対して、区が後援又は共催（以下「後援等」という。）することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することによりその開催を援助することをいう。
- (2) 共催 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認するとともに企画又は運営に参加し、責任の一部を負うことをいう。

(審査基準)

第3条 区が後援等をすることができる行事は、次の各号に掲げるすべての用件に該当するものとする。これらに準ずる行事であって、区長が特に認めたものについても、同様とする。

- (1) 公共性があると認められる行事であること
 - (2) 区の施策に推進に寄与するものと認められる行事であること
 - (3) 市民活動ネットワークの登録団体など、区内において広くまちづくりのための実践的活動を行っている団体が行う行事であること
- 2 行事が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、区は後援等をしないものとする。
- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
 - (2) 政治的な目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの
 - (3) 私的な利益を目的としているもの
 - (4) 主催者について、その存在が明確でない又は、その事業遂行能力が十分でないもの
 - (5) 参加者が極めて限られた範囲であるもの
 - (6) 参加者から参加料等を徴収する場合において、当該参加料等の金額が、行事の実施上やむを得ない範囲を超え、参加者に過重な負担を求めるものであるもの
 - (7) 既に市の名称をもって後援等を受けているもの

- (8) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例(以下「条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団をいう。）が行うもの
- (9) 行事を行う団体の役員（社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）のうち暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区が後援等をすることが適当でないと認められるもの

(承認の手続等)

第4条 区の後援等を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、後援等に係る承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 定款、寄付行為、会則等その団体の概要を示す書類
- (2) 役員及び事業関係者の名簿
- (3) 行事計画等行事の目的、内容等がわかる書類
- (4) 行事に係る収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか参考となる書類

2 区は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、前条に規定する審査基準により審査の上、区の後援等の承認をするときは後援等に係る承認通知書（様式第2号）により、承認をしないときは後援等に係る不承認通知書（様式第3号）により、申請団体に通知するものとする。

(承認の取消)

第5条 後援等の承認をした行事が第3条第1項の規定に該当しないことが判明したとき又は同条2項各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該承認を取り消すものとする。

(変更等の届出)

第6条 後援等の承認を受けた団体は、行事の中止又は内容等の変更があった場合は、速やかに市に届け出なければならない。

(行事実績報告書)

第7条 区の後援等を受けた団体は、当該行事が終了したときは、速やかに行事実績報告書（様式第4号）に行事に関する収支報告書及び開催要領、パンフレットや写真等実施状況が確認できる書類を添付して提出するものとする。

2 後援等を受けた団体が、正当な理由なく前項の行事実績報告書を提出しない場合は、区は、以後当該団体からの第4条第1項の規定による申請を受理しないことができる。

(後援等承認管理簿)

第8条 区は後援等の申請を受け付けたときは、行事の名称、団体名、承認の可否、その他必要な情報を後援等承認管理簿（様式第5号）に記録するものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月3日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

後援等に係る承認申請書

年 月 日

（あて先）見沼区長

団体名
所在地
代表者の職・氏名
電話番号

さいたま市見沼区の後援・共催を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

行事の名称	
開催の目的	
後援・共催を受けたい理由	
開催期日	
開催場所	
参加予定者数	
行事内容	
区以外の後援・共催団体等	
その他参考となる事項	

暴力団員又は暴力団の利益になる団体ではありません。（チェック）

記入例

様式第1号（第4条関係）

後援等に係る承認申請書

年 月 日

（あて先）見沼区長

団体名 ○○実行委員会

所在地 さいたま市見沼区堀崎町 12-36

代表者の職・氏名 会長 見沼 太郎

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

希望する内容を選択

さいたま市見沼区の後援・共催を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

行事の名称	○○まつり
開催の目的	見沼区の地域文化の継承と観光振興に寄与するため。
後援・共催を受けたい理由	イベントを広く周知するため。
開催期日	令和7年○月○日 ○○時～○○時
開催場所	○○○○（さいたま市見沼区△△ ○-○）
参加予定者数	2000人程度
行事内容	模擬店、ステージ（市民の成果発表）等
区以外の後援・共催団体等	
その他参考となる事項	

暴力団員又は暴力団の利益になる団体ではありません。（チェック）

チェック

後援等に係る承認通知書

見〇〇第 号
年 月 日

様

見沼区長 〇〇 〇〇

年 月 日付け申請のあった次の行事に係る見沼区の後援・共催について承認します。

1 行事の名称

2 後援（共催）名義 さいたま市見沼区

3 開催期日

4 開催場所

5 承認の条件

- (1) 行事計画に変更があった場合は、直ちに報告すること。
- (2) 承認後、区が後援（共催）をすることが適当でないと認められた場合は、この承認を取り消すものとする。
- (3) この行事が終了した場合には、速やかに行事実績報告書を提出すること。

様式第3号（第4条関係）

後援等に係る不承認通知書

見〇〇第 号
年 月 日

様

見沼区長 〇〇 〇〇

年 月 日付け申請のあった次の行事に係る見沼区の後援（共催）については承認しません。

1 行事の名称

2 開催期日

3 開催場所

様式第4号（第7条関係）

行事実績報告書

年 月 日

（あて先）見沼区長

団体名
所在地
代表者の職・氏名
電話番号

年 月 日付け見〇〇第 号でさいたま市見沼区の後援
(共催)の承認を受けた行事が終了したので、次のとおり報告します。

- 1 行事の名称
- 2 実施期日
- 3 実施内容
- 4 参加者及びその人数
- 5 行事の成果
- 6 区以外の後援・共催団体等

【添付書類】

- ・ 収支報告書
- ・ パンフレットや写真等、名義の使用が確認できるもの